



台湾「所得税法」改正が日系企業へ及ぼす影響

みずほ銀行 国際戦略情報部 調査役 金久 実央

台湾財政部が2017年9月に発表した所得税法改正草案が、2018年に1月18日に立法院で可決、2月7日に公布され、同年1月1日より遡及適用された。本稿は、当税制改正が日系企業に及ぼす影響に焦点を当て、内容を紹介していきたい。

所得税法改正の主要内容、背景

当改正は、蔡英文政権が公約として進める税制改革の一環で、①国際潮流に合わせた合理的な所得税制の確立、②台湾における複雑な税制の簡素化、③台湾企業と外資系企業との差異解消、④営利事業所得税（以下、「法人税」）と未処分利益課税の構造調整、⑤給与所得者および中低所得者の税負担の軽減の5つを目的としている。

具体的な改正内容に関しては、法人税の引き上げや、非居住者株主への配当源泉税率の変更などの項目があげられている。主な変更内容は図表1の通り。

図表1. 草案の主な変更内容

税の種類	対象	内容	適用時期
法人税	台湾国内法人	1. 法人税の17%から20%への引き上げ ※ただし、年間課税額が50万台湾元未満の中小企業は3年かけて引き上げ (2018年度:18%、2019年度:19%、2020年度以降:20%)	2018年度
		2. 未処分利益追加税の引き下げ	2018年度
外国株主 配当関連税	台湾 非居住者株主 (個人・法人)	1. 源泉徴収税率の20%から21%への引き上げ	2018年1月1日
		2. 未処分利益課税控除の廃止	2019年1月1日
個人所得税	台湾居住者株主	控除額の調整、45%最高税率帯の廃止、特別控除額の引き上げ	2018年度

出所: 台湾財務部・公開情報に基づき、みずほ銀行台北支店作成

他の海外諸国が相次いで法人税率を引き下げる状況下、増税に踏み切った理由は、国民の税負担軽減を公約に掲げてきた蔡英文政権が、法人税率を引き上げることにより、個人所得税の現行最高税率を引き下げ、調整を図ったと考えられる。

また、法人税率は馬英九前政権時代の2010年に25%から17%に減税した経緯もあり、日本(23.2%)、韓国(25%)、中国(25%)等の周辺のアジア諸国と比較しても、20%という税率はまだ低い水準にあるため、国際競争力の維持は可能であると台湾政府は主張している(図表2、3)。

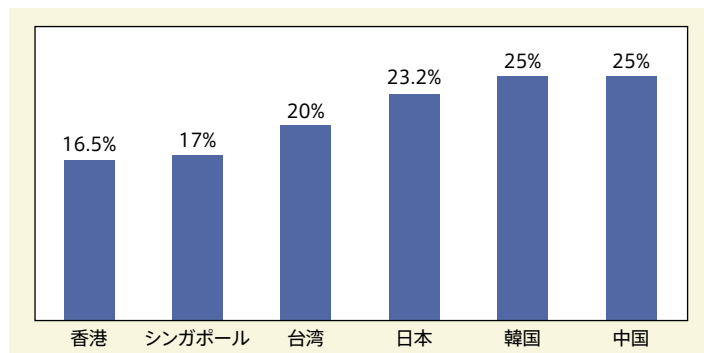
それでは本税制改正は、日系企業に具体的にどのような影響を及ぼすのか、次項で説明していきたい。

図表2. 台湾における法人税率の推移

年	2008	2009	2010	2011~2015	2016	2017	2018
出来事	国民党・馬英九 総統就任		法人税率 引き下げ		民進党・蔡英文 総統就任	所得税改正 草案を発表	法人税率 引き上げ
法人税率	25%	25%	17%	17%	17%	17%	20%

出所: 各種報道から、みずほ銀行国際戦略情報部作成

図表3. 台湾と周辺国(地域)の法人税最高税率(2018年4月1日現在)



(作成) 財政部賦税署の資料をもとにみずほ銀行国際戦略情報部

図表4. 税制改正が日系企業に及ぼす影響

項目	改正内容	税制改正にともなう影響	影響の有無
1	法人税率の引き上げ (17%⇒20%)	すべての台湾域内企業の税負担増加	影響あり
2	留保金(未処分利益)追加税10%の半分に相当する外国株主税額控除の制度を2019年以降に廃止	未処分利益に対する課税そのものが10%から5%へ引き下げとなるため、税制変更前後を単年度で比較した場合、影響は発生しない ※しかしながら、2017年度以前の利益については、従来の10%が適用され、その後の控除の機会はない。現行控除制度の恩恵を受けられるのは2018年12月31日まで	2017年度以前の未処分利益に影響あり
3	配当所得の源泉徴収率の引き上げ(20%⇒21%)	(2017年1月1日に発効した)日台租税協定で約定された上限の源泉徴収率(10%)を適用できるため、日本の株主は源泉徴収率引き上げの影響なし	影響なし

(出所) 台湾財政部・公開情報に基づき、みずほ銀行国際戦略情報部作成

日系企業に及ぼす影響

本所得税法改正草案により、日系企業に影響を及ぼすのは①法人税率の17%から20%の引き上げ、②未処分利益課税控除^{*1}の廃止の2点があげられる。配当所得の源泉徴収率も20%から21%に引き上げられるが、2017年1月1日に適用された日台租税協定で約定された上限の源泉徴収率(10%)を適用できるため、日本の株主は実質的な影響を受けない(図表4)。

法人税の引き上げに関しては、台湾域内の全企業に影響が発生するが、日系企業が1番高い関心を寄せるのは、未処分利益課税の追加税10%の半分に相当する外国株主税額控除の制度を2019年以降に廃止する点であろう。

2018年度利益からは、未処分利益課税の税率そのものが10%から5%への引き下げとなるため、2018年度以降の影響はさほど生じないが、2017年度以前の最終利益に関しては、従来の10%の課税が適用され、2019年1月1日以降は控除が不可となり、親会社の現金収入に影響を及ぼすケースが想定される。

次項では具体的な計算を交えたうえで、生じる差額を紹介したい。

法人課税所得の実例計算

未処分利益課税控除廃止にともない、2017年度以前の配当にどのような影響が出るのであろうか。図表5は、2015年度および2016年度は配当せず、2017年12月期決算時に全額配当する①のケースと、2018年12月期決算時^{*2}に全額配当する②のケースを比較して試算したものである(最終利益は各年度とも100とし、日本における課税は考慮していない)。

まず、2015年度、2016年度は配当せず、2017年度決算時に配当する①のケースから説明する。

2015年度、2016年度ともに最終利益100(A)を配当せずに積み立てるため、未処分利益課税がそれぞれ10%計上され(100×10%)、当年度可処分利益として積み立てる利益が90(C)ずつとなり、2017年度に過年度課税済未処分利益が180(D)繰り越されることとなる。2017年度は配当を実施するため、未処分利益課税は計上されず、当年度の可処分利益は100となり、この100に2015年度、2016年度の過年度課税済未処分利益の180を足した280(E)が2017年度の合計可処分利益となる。

なお、配当実施時に配当源泉税10%である28(F)が課税されるが、2015年度、2016年度において未処分利益課税を計上しているため、過年度課税済未処分利益である180に10%を掛けた半分に相当する9(180×10%×50%)(G)を控除できる。そのため、280(E)から28(F)を差し引き、9(G)を足した261が2017年度の最終的な親会社現金収入となる。また、2018年度は配当額が90(最終利益の100から配当源泉税の10を差し引き)となるため、2017年度および2018年度の合計親会社現金収入は351(261+90=351)となる。

図表5. 未処分利益課税控除廃止にともなう影響度合いの試算

①2017決算後に配当を行う場合						②2017決算後に配当を行わない場合	
		2015	2016	2017	2018	2017	2018
最終利益	A	100	100	100	100	100	100
未処分利益 課税額	B	10	10	0	0	10	0
当年度 可処分利益	C (A-B)	90	90	100	100	90	100
過年課税済 未処分利益	D	0	90	180	0	180	270
合計 可処分利益	E (C+D)	90	180	280	100	270	370
配当源泉税 (配当実施は翌年度)	F (E×10%)	配当せず	配当せず	28	10	配当せず	37
控除 上限額	G(D×10% ×50%)	配当なし= 控除なし	配当なし= 控除なし	9(180× 10%×50%)	0	配当なし	0
親会社 現金収入*	H (E-F+G)	0	0	261 (280-28+9)	90	0	333

※ 日本での課税に関しては考慮せず
※ 各年度とも全額配当を前提とする

当年度利益は配当するため未処分利益課税はなし

配当済であり、課税済未処分利益はなし

配当源泉税徴収額からの一部控除の廃止(50%⇒0%)

351

出所: 勤業衆信聯合会計事務所監修により、みずほ銀行国際戦略情報部作成

一方、2017年度決算時に配当を行わず、控除廃止後の2018年12月期決算時にまとめて配当する②のケースを見てみよう。2017年度までに蓄積された過年課税済未処分利益の270(2015年度、2016年度、2017年度の最終利益100に10%の未処分利益課税が課せられた過年課税済可処分利益90を3年度分累積しているため、 90×3 で合計270)に2018年度の可処分利益100を足した370が当年度の合計可処分利益となる。これに10%を掛けた配当源泉税37を差し引くと、親会社現金収入は333となる(2019年1月1日以降は控除が廃止となるため、控除額は0)。

日本における課税等は考慮していない単純計算となるが、親会社現金収入は、控除廃止前の2017年度決算時に配当を行った場合は351、廃止後の2018年度決算時に配当を行った場合は333と、差額が18生じる。

在台湾日系企業の各対応

こうした状況下、2017年度以前の未処分利益を抱える台湾における日系企業はどのような対応を検討しているのだろうか。在台湾の日系現地法人にヒアリングした結果、当税制改正の施行を受け、2018年中の配当実施を検討する企業と特段の対応を行わない企業の2つに分かれた。2018年中に配当を実施する企業の大半は、配当を数年に1回の頻度で行っておらず、2017年度以前に最終利益に対し10%の課税を受けた未処分利益が残存しており、「利益剰余金を全額配当予定。現金が不足する場合は、資金調達を検討する」というケースと、「手元にある現金の範囲内で、利益剰余金を配当したい」という2つの回答が多かった。

特段の対応を行わないとする企業は、毎年配当を実施している企業で、「従前通りに対応。本社と取り決めた利益に対する一定の割合で配当を実施する」というケースや、中国などに海外子会社を保有する企業に関しては「配当自体を行わない。投資または海外子会社にグループファイナンス実施などを検討している」という回答を得ている。

上記のように、本税制改正を受け、台湾におけるすべての日系企業が配当を検討しているわけではないが、本稿の最大のポイントは、2017年度以前の未処分利益には従来の未処分利益課税10%が適用され、2019年1月1日以降は控除不可となる点である。台湾には原則として中間配当の制度がなく、現行控除制度の恩恵を受けられる機会は、2018年12月31日までに行う配当の1度限りとなる。そのため、2017年以前の未処分利益が残存する企業に関しては、2018年中の配当額を慎重に検討する必要がある旨を記し、結びとしたい。

*1 台湾では1998年度より、当該年度に発生した配当可能利益について配当しない場合、当該未配当利益10%の法人税が徴収されており、これを未処分利益追加税という。なお、2018年度からは5%に引き下げられている

*2 2017年12月期は2018年に配当、2018年12月期は2019年に配当を想定

本資料記載の情報は法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。